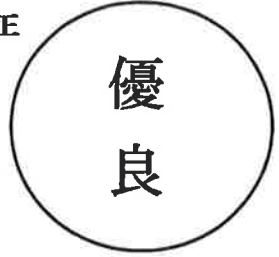


産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 佐賀県多久市多久町757番地5

氏名 真生工業株式会社 代表取締役 中島 功

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



長崎県知事 中村 法道

許可の年月日 平成29年12月22日

許可の有効年月日 平成36年12月21日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)

(これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上13種類（積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管行為を行うすべての場所の所在地及び面積ならびに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 3月31日 産業廃棄物収集運搬業新規許可  
平成20年 3月31日 産業廃棄物収集運搬業更新許可  
平成25年 3月31日 産業廃棄物収集運搬業更新許可  
平成29年12月14日 産業廃棄物収集運搬業変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有